

東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 保健医療計画を踏まえ、東葛南部地域における関係者の連携を図り、保健医療体制について検討すること及び医療法第30条の14の規定に基づき、地域医療構想を推進するために必要な協議を行うことを目的とし、東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議（以下「会議」という）を置く。
なお、会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(所掌事項)

第2条 この会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保健医療体制に関する検討
 - ア 保健医療体制の構築に関する事項
 - イ その他保健医療体制の整備に必要な事項
- (2) 地域医療構想推進に関する協議
 - ア 病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
 - イ 病床機能報告制度による情報等に関する事項
 - ウ 千葉県計画（地域医療介護総合確保基金の年度ごとの事業計画）に盛り込む事業に関する事項
 - エ その他の地域医療構想の達成の推進に関する事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者29名以内で組織する。

- (1) 保健医療機関・団体から推薦された者
- (2) 保険者協議会から推薦された者
- (3) 福祉関係機関・団体から推薦された者
- (4) 市町村から推薦された者
- (5) 習志野健康福祉センター長、市川健康福祉センター長及び船橋市保健所長
- (6) その他保健医療体制の検討のために必要と認められる者

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長は習志野健康福祉センター長とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議の議事を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときのほか、議事の内容により議長に利益相反が生じるおそれがある場合は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、習志野健康福祉センター長が必要に応じ招集する。

- 2 習志野健康福祉センター長は、必要に応じ関係者の出席を求め意見を聴取することができる。
- 3 会議は原則公開とし、患者情報や医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とすることができる。

(小委員会)

第6条 会議は、第2条に掲げる所掌事項に関し、特定の事項を検討するため、小委員会を設置することができる。小委員会の運営等について必要な事項は「東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議小委員会設置運営要綱」に定める。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、習志野健康福祉センター（保健所）において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、会議の運営に関して必要な事項は、習志野健康福祉センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。

東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議小委員会設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議設置要綱第6条に基づき設置する東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議小委員会（以下「小委員会」という）の運営等に関し必要な事項を定める。

(委員)

第2条 小委員会の委員は東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議設置要綱第3条で定める構成員の中から、特定の検討事項に応じて習志野健康福祉センター長が依頼する。

(委員長及び副委員長)

第3条 小委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、互選により定める。

(小委員会の招集及び運営)

第4条 小委員会は、習志野健康福祉センター長が必要に応じ招集する。

2 委員長は、小委員会の議事を進行する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときのほか、議事の内容により

委員長に利益相反が生じるおそれがある場合は、副委員長がその職務を代理する。

4 小委員会には必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

5 小委員会は非公開とし、協議結果については委員長が東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議において報告する。

(庶務)

第5条 小委員会の庶務は、習志野健康福祉センター（保健所）において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が習志野健康福祉センター長の同意を得て定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。